

○ 招 集 告 示

蓮田白岡衛生組合告示第4号

令和4年第1回（3月）蓮田白岡衛生組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年3月18日

蓮田白岡衛生組合
管理者 中 野 和 信

1 期 日 令和4年3月25日（金）午前9時00分

2 場 所 蓮田白岡衛生組合大会議室

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

令和4年第1回(3月)定例会 会期 3月25日 1日間

応招議員(11名)

1番	齋藤信治	議員	3番	山崎巨裕	議員
4番	秦邦雄	議員	5番	栗原勇	議員
6番	渡辺聡一郎	議員	7番	山田慎太郎	議員
8番	石川誠司	議員	9番	湯谷百合子	議員
10番	中山廣子	議員	11番	松本栄一	議員
12番	山田孝夫	議員			

不応招議員(1名)

2番 野々口 眞由美 議員

令和4年第1回（3月）蓮田白岡衛生組合議会（定例会）会議録

令和4年3月25日（金曜日）

議事日程（第1号）

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 会議録署名議員の指名
- 4 会期の決定
- 5 諸報告
- 6 管理者提出議案の報告並びに上程
- 7 議案第1号～議案第5号の一括上程
- 8 管理者提出議案の総括説明並びに行政報告
- 9 議案第1号の内容説明
- 10 議案第1号に対する質疑
- 11 討 論
- 12 採 決
- 13 議案第2号の内容説明
- 14 議案第2号に対する質疑
- 15 討 論
- 16 採 決
- 17 議案第3号の内容説明
- 18 議案第3号に対する質疑
- 19 討 論
- 20 採 決
- 21 議案第4号の内容説明
- 22 議案第4号に対する質疑
- 23 討 論
- 24 採 決
- 25 議案第5号の内容説明
- 26 議案第5号に対する質疑
- 27 討 論
- 28 採 決

29 副管理者の挨拶

30 閉 会

午前9時00分開会

出席議員（11名）

1番	齋藤信治	議員	3番	山崎巨裕	議員
4番	秦邦雄	議員	5番	栗原勇	議員
6番	渡辺聡一郎	議員	7番	山田慎太郎	議員
8番	石川誠司	議員	9番	湯谷百合子	議員
10番	中山廣子	議員	11番	松本栄一	議員
12番	山田孝夫	議員			

欠席議員（1名）

2番 野々口 眞由美 議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

中野和信	管理者	藤井栄一郎	副管理者
山田則子	会計 管理者	黒崎晃	事務局長
町井孝行	次長兼 庶務課 兼会計 室長	藤井勇年	施設管理 課長
齋藤芳和	廃棄物 対策課 長	松永恭武	蓮田市 みどり 環境課 長
大橋寛枝	白岡市 環境課 長		

事務局職員出席者

書記	高橋利男	書記	大矢周治
書記	増田謙二	書記	片岡司
書記	中野泰孝		

◇

◎開会の宣告

(午前9時00分)

○松本栄一議長 本日、野々口眞由美議員より欠席届が提出されておりますので、ご報告をいたします。

3月定例議会のご案内を申し上げましたところ、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第1回蓮田白岡衛生組合議会定例会を開会いたします。

◇

◎開議の宣告

○松本栄一議長 直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎会議録署名議員の指名

○松本栄一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において

8番 石川誠司 議員

9番 湯谷百合子 議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○松本栄一議長 日程第2、会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日3月25日の1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○松本栄一議長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

◇

◎諸報告

○松本栄一議長 日程第3、諸報告をいたします。

本定例会に説明員として出席する者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたから、ご了承ください。

◇

◎管理者提出議案の報告並びに上程

○松本栄一議長 日程第4、管理者提出議案の報告及び上程を行います。

事務局に朗読をいたさせます。

黒崎事務局長。

〔事務局長朗読〕

○松本栄一議長 ただいま報告いたしました議案は、あらかじめお手元に配付しておきましたので、ご了承ください。

◇

◎議案第1号～議案第5号の一括上程

○松本栄一議長 議案第1号から議案第5号を本定例会に上程いたします。

◇

◎管理者提出議案の総括説明並びに行政報告

○松本栄一議長 日程第5、管理者提出議案の総括説明並びに行政報告を求めます。

中野管理者。

○中野和信管理者 皆さん、おはようございます。松本栄一議長さんのお許しをいただきましたので、提出議案につきましてご説明を申し上げます。

その前に一言ご挨拶申し上げます。本日は、議員の皆様ご出席を賜りまして、令和4年第1回蓮田白岡衛生組合議会定例会が開催されますこと、誠にありがたく、深く感謝申し上げます。

また、議員の皆様におかれましては、年度末の大変お忙しい中ご参集を賜りました。重ねて御礼申し上げる次第であります。ありがとうございます。

さらには、蓮田市、白岡市をはじめ、当組合の進展のために、多大なるご尽力を賜っておりますことに対しましても、重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

さて、今議会は、行政執行の要でございます令和4年度蓮田白岡衛生組合一般会計予算をはじめ、令和3年度の年度末を迎えての補正予算、また条例改正など、重要な議案をお願いしてございます。議員の皆様におかれましては、慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、提出議案につきまして総括説明をさせていただきます。ご審議をいただきます案件は、条例改正が3件、予算関係2件でございます。

初めに、議案第1号 蓮田白岡衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。今回の改正は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、所要の改正をしたいので、提案するものでございます。

次に、議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。今回の改正は、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を定めたいので、提案するものでございます。

次に、議案第3号 蓮田白岡衛生組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について申し上げます。この条例は、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づきまして、長期継続契約を締結することができる契約を定めたいので、提案するものでございます。

次に、議案第4号 令和3年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ498万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3,313万9,000円とするものであります。

第2条につきましては、繰越明許費1件の補正でございます。

第3条につきましては、債務負担行為の補正として追加2件、変更3件でございます。

第4条につきましては、地方債の限度額の補正1件でございます。

次に、主な内容につきましてご説明申し上げます。まず、歳入に関しましては、1款分担金及び負担金につきまして、両市における世帯数の増加が見込まれることから増額するものです。

2款使用料及び手数料においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、並びに一般家庭ごみの排出量や医療系廃棄物の収集量が増加していることから増額するものであります。また、し尿処理手数料については、歳入見込みがつかまりましたので、減額させていただきます。

次に、3款財産収入につきましては、鉄、アルミ、ペットボトル、古紙類の売却につきまして、当初より売却益の増額が見込まれることから増額させていただきます。

6款諸収入につきましては、東京電力福島原子力発電所事故賠償金の確定により補正をお願いしてございます。

次に、7款組合債でございますが、ごみ焼却施設改修事業債として契約額の確定により、減額をお願いしてございます。

次に、歳出でございますが、1款議会費につきましては、埼玉県がまん延防止等重点措置の対象区域に指定されたことから、議会視察研修を中止としたため関係する予算を減額させていただいております。

次に、2款総務費、3款衛生費につきましては、主に執行見込みがつかしましたので、不用額の減額をそれぞれお願いしてございます。

また、3款衛生費、施設整備基金積立金につきましては、将来の財源といたしまして1,800万円の積み増しをお願いしてございます。

続きまして、議案第5号 令和4年度蓮田白岡衛生組合一般会計予算につきましてご説明申し上げます。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18億432万2,000円と定めるものでございまして、対前年度比では1.1%の増となっております。

第2条につきましては、広報誌作成業務委託費のほか28件の債務負担行為の設定をお願いしてございます。

第3条においては、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めてございます。

第4条におきましては、一時借入金の限度額を1億円と定めてございます。

次に、歳入について申し上げます。分担金及び負担金につきましては、両市にご負担をいただくものでございます。予算全体の構成比としては73%に及びます。予算額につきましては13億1,658万7,000円で、対前年度比6.1%の増となっております。

使用料及び手数料につきましては、ごみ手数料及びし尿手数料を計上してございます。予算額につきましては3億6,731万4,000円で、対前年度比22.2%の減となっております。

次に、財産収入につきましては、鉄、アルミ、ペットボトル、古紙などの売却益を計上してございます。

予算額につきましては7,242万1,000円で、対前年度比110.6%の増となっております。

繰越金につきましては、前年度と同額の2,000万円を計上してございます。

次に、諸収入につきましては、預金金利のほか、職員等の駐車場利用料を計上してございます。

組合債につきましては、ごみ焼却施設改修事業を行うために、国からの財政融資資金として2,650万円を計上してございます。

次に、歳出の主なものにつきまして申し上げますと、総務費につきましては3億3,762万2,000円で、対前年度比12.6%の減でございます。

衛生費につきましては13億1,272万3,000円で、対前年度比5.3%の増となっております。

公債費につきましては1億4,743万5,000円で、対前年度比1.4%の増となっております。

予備費につきましては、前年度と同額の500万円を計上してございます。詳細につきましては、この後、事務局から再度説明させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、提出議案の総括説明をさせていただきます。慎重ご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。提出議案の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

引き続きまして、4件の行政報告をさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてでございますが、ご手元に資料をお配りしてございますが、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策につきまして、当組合における12月議会報告以降の対応についてご報告申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大しており、感染力が極めて強いとされるオミクロン株の猛威は今までにないスピードで広がり、大変深刻な状況が続いております。この状況下で埼玉県では、1月21日から3月21日まで、当初は2月13日まででございましたが、その後、3月21日まで、ご案内のとおり延長されておりますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、まん延防止等重点措置が適用されました。

当組合の対応といたしましては、職員には引き続き不要不急の外出を控え、公務員としての自覚ある行動を促し、感染防止対策の徹底を周知いたしました。また、生活基盤を支えるごみ収集委託業者さんや施設運転管理を行っている事業者さん等へも同様に指導をさせていただいたところでございます。

なお、エコプラザの貸室利用につきましては、引き続き利用者にはマスクの着用、検温及び手指消毒など基本的な感染防止対策の徹底をお願いするほか、室内の出入口及び窓を開放し常時換気を行い、貸室の大きさに準じて人数制限を行っております。

これまでの取組状況の詳細につきましては、別添の資料に取りまとめておりますので、ご参照いただければと存じます。

引き続き、職員及び委託業者が一丸となって、感染防止対策に万全を期してまいります。

次に、都市計画区域の変更についてご報告申し上げます。当組合の敷地は、昭和36年12月、建設省告示第2946号ですが、に当時の施設建設に合わせ、法に基づき施設の区域が決定されております。その後、平成24年10月の白岡市市制施行に伴い、組合名称及び住所を変更したことから、平成26年2月に都市計画の変更をした経緯がございます。

今回の変更は、県道さいたま栗橋線からの搬入路としておりました、隼人堀川沿いの公衆用道路用地、白岡市さんの道路台帳では白岡市道2180号線でございますが、を白岡市へ譲渡したことによる区域変更並びに元荒川の河川区域と当組合敷地の整合を図るための区域変更を行い、併せて区域面積の変更を行ったものでございます。

変更（案）につきましては、蓮田市都市計画審議会、令和3年12月15日にお願いしましたが、また白岡市都市計画審議会、令和3年12月16日にお願いいたしましたが、にてご諮問申し上げ、異存

のない旨の答申をいただきました。このことを受け、令和3年12月24日、蓮田市告示第147号、白岡市告示第221号におきまして、都市計画の変更について、両市におきまして公告したところでございます。

なお、今回の変更に伴い、蓮田白岡衛生組合の事業への影響はございません。今後においても、蓮田市、白岡市及び蓮田白岡衛生組合の3者が連携し、安心して安全な施設運営に努めながら廃棄物行政を推進してまいります。

次に、リユース活動の促進に向けた事業者との協定締結についてご報告申し上げます。当組合では、去る3月1日、地域の情報掲示板としてインターネットサイトを運営している株式会社ジモティーとリユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定を締結いたしました。当組合の環境啓発施設であるエコプラザでは、3R啓発活動の一環として、家庭から排出された家具類や日用品の再利用を目的とし、常時あるいは抽せん販売の方法により事業を実施しております。しかし、エコプラザで取り扱う品目のほかにも、当組合に搬入されるものの中には、再使用ができるものが多く見られます。

そこで、このたびは株式会社ジモティーと本協定を締結し、家庭で不用となった家具や日用品をスマートフォンやパソコンを通じて不用品情報として掲載し、さらなるリユース活動の推進を図ることといたしました。今後、市民の皆様には、当組合のホームページやごみ分別アプリ並びに年3回発行している「環境センターだより」で周知するほか、エコプラザで実施する環境啓発イベントにおいても情報発信を行い、ごみの減量化、資源化を推進してまいります。

次に、ふれあい収集実施要綱の見直しについてご報告申し上げます。ふれあい収集は、高齢や障害などの理由で自ら集積所まで家庭ごみを持ち出すことができず、身近な人の協力も得られない方々に対して、週1回、戸別にごみの収集を実施しているものでございます。あわせて、ごみの排出状況による生活維持の確認や収集時の声かけによる安否確認を行っている事業でございます。平成24年10月の事業開始当初は20人の利用者でございましたが、令和4年2月末現在では200人の方々が利用されております。年々利用者の数が増加し、この約10年間で10倍となっている現状でございます。

本事業の利用決定に当たっては、組合の職員が利用申請者宅を訪問し、状況調査を行い、利用対象者としての確認をしております。

このたび事務手続を円滑にするため、事業の実情に合わせ、ふれあい収集実施要綱の見直しを図りました。主な改正内容は、利用対象者を介護保険制度の認定を受けている方に改めるとともに、利用中止または一時停止する場合の事務手続を明確にいたしました。

また、緊急連絡先への連絡については、利用者の外出や施設への入所による利用中止の連絡がなく、収集業務に支障が生じるケースもあることから、声かけを希望する方の場合に限り、連絡することといたしております。

今後、このふれあい収集は、福祉に寄与する事業でもありますので、両市の関係各課をはじめ、地域包括支援センターや実際に利用者をサポートしているケアマネジャーの方々などと連携し、事業に取り組んでまいります。

以上で行政報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

○松本栄一議長 管理者提出議案の総括説明並びに行政報告が終わりました。



◎議案第1号の内容説明

○松本栄一議長 日程第6、議案第1号 蓮田白岡衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

黒崎事務局長。

○黒崎 晃事務局長 それでは、議案第1号 蓮田白岡衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして内容説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案の後ろに添付いたしました資料にて説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。今回の改正の理由でございますが、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、これが廃止されたことから、引用法令を「個人情報の保護に関する法律」に変更することに伴い規定の整備を行うものでございます。

なお、引用法令の変更に伴う規定の整備をするものでございますので、条例の内容に変更はございません。

施行日につきましては、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○松本栄一議長 説明が終わりました。



◎議案第1号に対する質疑

○松本栄一議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本栄一議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○松本栄一議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

栗原議員。

○5番 栗原 勇議員 5番、栗原勇です。日本共産党を代表して、議案第1号 蓮田白岡衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例に対して反対の立場から討論を行います。

この背景には、2021年5月19日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律に基づく個人情報保護法関連の改正があります。個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合することに伴うものです。以前、独立行政法人の住宅金融支援機構から民間の住信SBIネット銀行へ年収、家族構成、職業、郵便番号など約118万人分の加工された個人情報が住宅ローンのAI審査モデルの構築のために、本人の同意もなく提供されていた問題がありました。個人が特定されかねない情報です。こうした個人情報の利活用をさらに促進するために、民間、国の行政機関、独立行政法人をそれぞれ対象とした3つの個人情報保護法を一元化し、今後は自治体が独自に制定する保護条例にも縛りをかけることが予定されています。行政のデータが民間にも流れ、ひもづけして利用できるようになれば、個人情報の侵害、漏えいが深刻化します。個人情報保護を求める住民に応えた自治体独自の取組を掘り崩すものでしかありません。デジタル技術の発展と普及によって行政等の業務や手続を効率化し、国民生活の利便性を向上させることは大切です。しかし、それは行政機関が保有する膨大な個人情報の利活用を国民自らが監視、監督できる法整備、体制整備と一体に行わなければなりません。

こうした背景による変更の一環としてこの条例の一部改正が行われるため、日本共産党は議案第1号に反対をいたします。

○松本栄一議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本栄一議長 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○松本栄一議長 これより採決に入ります。

議案第1号 蓮田白岡衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松本栄一議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第2号の内容説明

○松本栄一議長 日程第7、議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

黒崎事務局長。

○黒崎 晃事務局長 それでは、議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましての内容説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案の添付資料を御覧いただきたいと存じます。まず、1の条例改正の概要でございますが、このたびの改正は非常勤職員の育児休業、介護休業等の取得要件の緩和等に係る事項について所要の改正を行うほか、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境を整える事項について改正をするものでございます。

次に、2の条例改正の内容でございますが、(1)では、第2条、第21条に規定されている非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上であることとする要件を廃止するものでございます。

次に、(2)では、職員が育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、妊娠、出産等の申し出た職員に対する個別の周知、意向確認、さらに職員に対する研修の実施や相談体制の整備等の措置を講ずることを位置づけるために、新たに第25条、第26条を追加するものでございます。

施行日につきましては、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○松本栄一議長 事務局の説明が終わりました。



◎議案第2号に対する質疑

○松本栄一議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

斎藤議員。

○1番 斎藤信治議員 実績として、この育児休業を当組合で取ってきたような実績はあるのでしょうか。その辺をちょっと教えていただけますか。

○松本栄一議長 町井次長。

○町井孝行次長兼庶務課長兼会計室長 斎藤議員のご質疑にお答えいたします。

当組合では、令和元年度に1名、令和2年度に2名の実績がございます。

以上でございます。

○松本栄一議長 斎藤議員。

○1番 斎藤信治議員 この条例というか、現時点でそういう意味だと育児休業を取り得る立場にあるような職員はいるのでしょうか。

○松本栄一議長 町井次長。

○町井孝行次長兼庶務課長兼会計室長 現時点、今日現在の時点ですが、現時点では今はありません。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本栄一議長 これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○松本栄一議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本栄一議長 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本栄一議長 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○松本栄一議長 これより採決に入ります。

議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○松本栄一議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第3号の内容説明

○松本栄一議長 日程第8、議案第3号 蓮田白岡衛生組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

黒崎事務局長。

○黒崎 晃事務局長 それでは、議案第3号 蓮田白岡衛生組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例につきましての内容説明を申し上げます。

こちらにつきましても、添付させていただきました資料にて説明をさせていただきます。まず、1の条例の概要でございますが、地方自治法第234条の3に定められております電気、ガス、水の供給等のほか、地方自治法施行令第167条の17に規定する、翌年度以降にわたり物品の借入れまたは役務の提供を受ける契約について、その契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ、当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち条例で定めるものについては長期継続契約ができるということとされております。

当組合におきましても、電気、ガス、水の供給などの契約以外に対象となり得る契約について、本条例の制定をお願いするものでございます。

次に、2の長期継続契約を締結することができる契約の内容でございますが、(1)では、電子計算機その他の物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的であるもの、いわゆるリース契約を規定するものでございます。

(2)では、庁舎の管理その他の役務の提供を受ける契約で、複数年度にわたり経常的かつ継続的に役務の提供を受ける必要があるものとし、庁舎警備や燃えるごみ等収集業務委託など維持管理業務についても長期継続契約の対象とするものでございます。

次に、3の長期継続契約の期間でございますが、7年以内とするものでございます。

次の4の委任規定として、必要な事項については規則で定めるものとしております。

最後に、施行日につきましては、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○松本栄一議長 説明が終わりました。



◎議案第3号に対する質疑

○松本栄一議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

斎藤議員。

○1番 斎藤信治議員 この長期契約というのは今回初めてということで、そうすると、今までなかったということでしょうか。なかったのだとすれば、それまでの契約しなければいけなかったものは、どういう条例に基づいてその契約をしていたのでしょうか。

○松本栄一議長 町井次長。

○町井孝行次長兼庶務課長兼会計室長 ご質問にお答えいたします。

当組合では、長期継続契約に関する条例はございませんでした。今までの契約ということでございますが、債務負担行為を認めていただきまして、複数年契約ということでやらせていただいていた。

以上でございます。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんか。

渡辺議員。

○6番 渡辺聡一郎議員 これまで債務負担行為でやってきたということですが、債務負担行為を設定しないでこの長期継続契約にするメリットというのはどういったことがあるのでしょうか。

○松本栄一議長 町井次長。

○町井孝行次長兼庶務課長兼会計室長 まず、債務負担行為ですと、議決をいただいて予算措置をして契約を行うということになるのですが、その議決をいただく、議会に諮るということが省略できるといっては失礼なことなのですが、簡略化できるということがメリットの一つでございます。

以上でございます。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんか。

渡辺議員。

○6番 渡辺聡一郎議員 分かりました。事務を簡素化できるというか、手続が簡単になるということですが、契約だと1年契約して何か問題があったらまた見直すということが出来ますけれども、長期継続契約ですと、そういったところでデメリットも出てくるかと思うのですが、

その辺りどのように考えていらっしゃいますか。

○松本栄一議長 町井次長。

○町井孝行次長兼庶務課長兼会計室長 債務負担行為でも何か問題がありましたらということが今お話にあったのですが、変更契約という手段がございますので、問題がありましたら契約を変更して対応するというので、今現在もそのように行っておりますので、長期継続契約にしても変わりないということでございます。

以上でございます。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんか。

湯谷議員。

○9番 湯谷百合子議員 そうしますと、長期契約においても何かあった場合は契約の変更をすることができる、途中で変更することができるということよろしいでしょうか。

○松本栄一議長 町井次長。

○町井孝行次長兼庶務課長兼会計室長 おっしゃるとおりでございます。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本栄一議長 これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○松本栄一議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本栄一議長 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本栄一議長 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○松本栄一議長 これより採決に入ります。

議案第3号 蓮田白岡衛生組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○松本栄一議長 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第4号の内容説明

○松本栄一議長 日程第9、議案第4号 令和3年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第4号）についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

黒崎事務局長。

○黒崎 晃事務局長 それでは、議案第4号 令和3年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第4号）につきまして内容説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ498万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3,313万9,000円とするものでございます。

恐れ入りますが、1ページをお開きください。歳入では、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入及び諸収入において増額をし、組合債においては減額をお願いするものでございます。歳出では、議会費及び衛生費において減額をし、総務費において増額をお願いするものでございます。

恐れ入ります。2ページを御覧ください。第2表、繰越明許費の補正でございます。白岡市道2145号線測量設計業務委託費につきましては、技術的な課題等について関係機関と協議を重ねておりますが、全体の工程に遅れが生じ、今年度での完了が難しいことから、繰越明許費の補正をお願いするものでございます。

次に、第3表、債務負担行為補正でございますが、2件の追加と3件の変更をお願いするものです。まず、追加といたしまして、ホームページ保守業務委託費につきましては、本年度10月に更新いたしましたホームページの保守管理について、来年度当初から保守をする必要があることからお願いをするものでございます。

次の粗大ごみ収集業務委託につきましては、令和4年度における粗大ごみ収集業務の委託費の増額分をお願いするものでございます。

次に、変更といたしまして、自動釣銭機保守点検業務委託費につきましては、一般持込み等の料金精算時に使用する自動釣銭機において、新紙幣に対応させるためのプログラム改修を行う必要があることから、限度額の増額をお願いするものでございます。

次の自動車番号認識システム保守点検業務委託費につきましては、リモートによる保守を行う際に、コンピューターウイルス対策ソフトを導入する必要があるため、限度額を増額するものでございます。

次のアームロール車借上料につきましては、半導体不足等により部品の調達が難しく、車両の納期に時間を要し、契約期間内での完了が難しいことから、期間の変更をお願いするものでございます。

続きまして、第4表、地方債補正、ごみ焼却施設改修事業債につきましては、金額が確定いたしましたので、限度額の補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入歳出予算に関する補正につきましては、事項別明細書にてご説明申し上げます。

4ページをお開きください。1款2項1目負担金につきましては、予想世帯数に増が見込まれることから、蓮田市31万6,000円、白岡市14万円、合わせて45万6,000円を増額するものです。

次に、2款1項1目使用料の1節リサイクルプラザ使用料につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、エコプラザの貸室利用者が減少していることから減額するものでございます。

次に、2項1目手数料の搬入ごみ手数料及び医療系廃棄物処理手数料につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、手数料収入の増が見込まれることから、それぞれ増額するものでございます。

次に、2節し尿手数料につきましては、し尿収集対象世帯の減少等によりまして、それぞれ手数料を減額するものでございます。

次に、5ページを御覧ください。3款2項1目物品売払収入の鉄、アルミ売却、ペットボトル売却及び古紙類売却につきましては、当初の見込みよりそれぞれ売却益の増加が見込まれることから、増額をお願いするものでございます。

次のリサイクル家具売却につきましては、リユース品の売却益の減収が見込まれるため、23万円を減額するものでございます。

次に、6款2項1目雑入の体験講座参加費につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、体験講座を中止したこと等によりまして、1万4,000円を減額するものでございます。

次の東京電力福島第一及び第二原子力発電所事故賠償金につきましては、令和2年度分の賠償請求額が確定いたしましたので、158万8,000円を増額するものでございます。

次の雑入につきましては、駐車場利用者が増えたことによる補正でございます。

次の7款1項1目、衛生費のごみ焼却施設改修事業債につきましては、ごみクレーン補修工事に対する借入れでございまして、契約額の確定により補正するものでございます。

続きまして、歳出につきましてはご説明申し上げます。6ページをお開きいただきたいと思います。1款1項1目議会費につきましては、令和4年2月2日に予定しておりました県内議会視察研修が中止となりましたので、関連する予算の減額をするものでございます。

次に、2款1項1目一般管理費の1節報酬につきましては、会計年度任用職員の採用を行わなかったことから、不用額を減額するものでございます。

次の8節旅費から次のページの18節負担金、補助及び交付金並びに2目財産管理費につきましては、執行見込みがついたことから、不用額を減額するものでございます。

次に、3目施設整備基金費、24節積立金につきましては、蓮田白岡衛生組合施設整備基金条例に基づき、将来の施設整備に必要な財源として1,800万1,000円の積み増しをするものでございます。

次に、3款1項1目清掃総務費、11節役務費、清掃券売捌手数料につきましては、し尿汲取り世帯の減少に伴いまして減額をするものでございます。

次の12節委託料、14節工事請負費、26節公課費につきましては、執行見込みがつきましたので、不用額を減額するものでございます。

次に、2目塵芥処理費、10節需用費並びに12節委託料につきましても、執行見込みがつきました予算につきましても、不用額を減額するものでございます。

次の13節使用料及び賃借料及び14節工事請負費につきましても、執行見込みがついたことから、不用額を減額するものでございます。

続きまして、3目し尿処理費、10節需用費及び12節委託料につきましても、執行見込みがつきましたことから、減額をするものでございます。

続きまして、4目リサイクル促進費、7節報償費につきましては、コロナ禍の影響によりまして中止となった体験講座7回分の講師謝礼3万5,000円を減額するものでございます。

また、9ページ以降に給与費明細書、繰越明許費に関する調書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書を掲載しておりますので、ご参照いただければと存じます。

以上、雑駁ではございますが、議案第4号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○松本栄一議長 説明が終わりました。



◎議案第4号に対する質疑

○松本栄一議長 これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

湯谷議員。

○9番 湯谷百合子議員 6ページの会計年度任用職員を採用しなかったというお話でしたが、どのような業務で予定されていたのかということ。

○松本栄一議長 町井次長。

○町井孝行次長兼庶務課長兼会計室長 ただいまのご質問にお答えいたします。

会計年度任用職員の採用しなかった理由でございますが、職員が例えば産休ですとか、育休ですとか、病気休暇を取った際に、補助の職員として採用するという事で予定しておったのですが、今年度はそういう職員がございませんでしたので、採用がなかったものでございます。

○松本栄一議長 湯谷議員。

○9番 湯谷百合子議員 いつそういうことが発生するか分からないわけですよね。そうすると、毎年何となく取っておく、そのような理解でよろしいですか。このような方を予定しておくという事でよろしいですか。

○松本栄一議長 町井次長。

○町井孝行次長兼庶務課長兼会計室長 今、湯谷議員がおっしゃったようなことも1つ理由がございしますが、定年退職ですとか退職する方もいらっしゃいますので、その人の代わりとってはあれですが、欠員が出た分新採用職員が補充できればそういうことはないのですが、そういうこともございますので、毎年予算をお願いするような形で考えております。

○松本栄一議長 湯谷議員。

○9番 湯谷百合子議員 そうしますと、新年度の当初予算にやはりこのような人件費が前もって予定されているという理解でよろしいでしょうか。

○松本栄一議長 町井次長。

○町井孝行次長兼庶務課長兼会計室長 議案第5号で来年度当初予算がございしますので、そちらにも計上させていただいております。よろしく願いいたします。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんか。

栗原議員。

○5番 栗原 勇議員 5ページをお願いします。6款2項1目のところで右に説明文がありまして、上から2つ目、東京電力福島第一及び第二原子力発電所事故賠償金ですが、どういうものに対して賠償金を請求したのか、その対象をご説明願います。

○松本栄一議長 町井次長。

○町井孝行次長兼庶務課長兼会計室長 ご質問にお答えいたします。

この東京電力福島第一及び第二原子力発電所の事故の賠償でございますが、福島第一原子力発電所は爆発事故があったと思うのですが、あれで放射能を帯びたちりが降ってきて、放射線のレベルが高くなったことがございました。現在はかなり落ち着いているところでございますが、それで放射性物質の濃度の測定業務、要はごみが集まってくるわけなので、その焼却灰ですとか、焼却灰のセシウム濃度なのですが、セシウム濃度の測定業務ですとか、放射能を帯びた焼却灰等の処分費の金額でございます。

○松本栄一議長 栗原議員。

○5番 栗原 勇議員 その対象は分かりました。

その請求した金額に対して、実際に賠償金として戻ってきたのか。その請求したことに対して100%したのか、それとも一部、何%なのかを知りたいので、請求した金額をご答弁ください。

○松本栄一議長 町井次長。

○町井孝行次長兼庶務課長兼会計室長 ご質問にお答えいたします。

請求額、補正予算のとおり158万8,000円なのでございますが、こちらを請求いたしまして、100%賠償額で戻ってまいりました。

以上でございます。

○5番 栗原 勇議員 はい、分かりました。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんか。

湯谷議員。

○9番 湯谷百合子議員 7ページの施設整備基金積立金です。お尋ねをいたします。

私、この衛生組合久々に議員をさせていただいておりまして、この条例はちょっと手元になくて、後でいただきたいなと要望いたしますが、この根拠、今回なぜこの金額になったのかという根拠を説明してください。

○松本栄一議長 町井次長。

○町井孝行次長兼庶務課長兼会計室長 ご質問にお答えいたします。

これ積立ての金額でよろしい。

〔「はい」と言う人あり〕

○町井孝行次長兼庶務課長兼会計室長 条例では、施設を建て替える、建て替えるだけではないのですが、建て替えるということで3億8,334万円の積立てを予定しているところでございます。そこで、15年間で積み立てるということで計画をされておりますので、それを15で割った金額が1年当たり2,500万円を基本としているところでございますが、施設今稼働しているところで、何が起るか分からないところでございますので、前倒しで積み立てるということもやっておりますので、その金額で1,800万円ということで積み立てたものでございます。

○松本栄一議長 湯谷議員。

○9番 湯谷百合子議員 1,800万ほどの残があったというか、つくって決めた金額なのか、たまたま残ったか、補正で積んだということなのでしょうか、その辺いかがでしょうか。

○松本栄一議長 町井次長。

○町井孝行次長兼庶務課長兼会計室長 ひねり出してつくったわけではございませんので、執行残ですとか、そういうのを割り当てたということでございます。

○9番 湯谷百合子議員 了承しました。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 松本栄一議長 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

- 松本栄一議長 これより討論に入ります。
まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

- 松本栄一議長 反対討論なしと認めます。
次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

- 松本栄一議長 賛成討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

- 松本栄一議長 これより採決に入ります。
議案第4号 令和3年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

- 松本栄一議長 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第5号の内容説明

- 松本栄一議長 日程第10、議案第5号 令和4年度蓮田白岡衛生組合一般会計予算についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

黒崎事務局長。

○黒崎 晃事務局長 それでは、議案第5号 令和4年度蓮田白岡衛生組合一般会計予算の主な内容につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、1ページをお開きください。まず、第1条として、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ18億432万2,000円と定めるものでございます。

第2条では、債務負担行為につきまして定めてございます。

第3条では、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めてございます。

第4条では、一時借入金の最高額を1億円と定めるものでございます。

4ページ、5ページ御覧いただきたいのですが、債務負担行為としまして、広報誌作成業務委託費のほか28件を定めてございます。

予算の内容につきましては、歳入歳出予算事項別明細書より説明をさせていただきます。恐れ入ります。8ページのほうをお開きください。総括につきましては、歳入歳出それぞれの総額は18億432万2,000円、前年度と比較いたしますと、額といたしまして1,945万1,000円の増、率にいたしまして1.1%の増となっております。

それでは、歳入からご説明申し上げます。10ページをお開きください。1款1項1目分担金につきましては、組合規約に基づきまして、均等割25%、人口割75%に相当する額として12億2,994万4,000円を両市にご負担いただくものでございます。率にいたしますと、蓮田市が52.907%、白岡市が47.093%の割合となりまして、総額での対前年度比は、額にして7,317万3,000円の増、率にいたしまして6.3%の増でございます。

次に、2項1目負担金につきましては、不燃物収集運搬に係る経費の負担金でございます。組合規約及び条例の規定に基づきまして、1世帯につき月額140円を両市にご負担いただいているものでございます。対前年度比では、蓮田市では延べ5,292世帯の増、白岡市では延べ4,782世帯の増を見込んでございます。また、蓮田市（環境センターだより全戸配布負担金）につきましては、環境センターだより及びごみ収集日程表を蓮田市全戸に配布する費用を負担いただくものでございます。

11ページに移りまして、2款1項1目使用料の1節リサイクルプラザ使用料につきましては、エコプラザの研修室、会議室を利用する際の使用料でございます。

次の2節行政財産使用料につきましては、組合敷地内に設置されております電柱及び自動販売機の土地使用料でございます。

次に、2款2項1目手数料の1節ごみ手数料のごみ処理手数料につきましては、燃えるごみ用、燃やせないごみ用の有料指定ごみ袋の販売手数料でございます。

次の搬入ごみ手数料につきましては、直接組合に廃棄物を持ち込んだ際にいただく処理手数料でございます。

次の粗大ごみ処理手数料につきましては、粗大ごみを各家庭までお伺いして収集する処理手数料でございます。

次の医療系廃棄物処理手数料につきましては、蓮田市、白岡市、両市内の医院及び薬局などから排出される感染性廃棄物などの収集運搬処理手数料でございます。

次の産業廃棄物（廃プラスチック類）収集運搬処分手数料につきましては、両市内の比較的小規模な事業所から排出される産業廃棄物の収集運搬処分手数料でございます。

次に、2節し尿処理手数料につきましては、一般家庭からのし尿汲取り、簡易水洗トイレ、仮設トイレなどの汲取りに要する手数料並びに浄化槽汚泥を当組合処理施設で処理する際に徴収する手数料でございます。

次に、12ページをお開きいただきたいと思います。3款1項1目利子及び配当金につきましては、施設整備基金の積立金運用利子でございます。

次に、2項1目物品売払収入につきましては、鉄、アルミ、ペットボトル、古紙類などの各資源物の売却収入でございます。資源物につきましては、単価の値上がりによりまして、前年度と比較いたしますと3,803万4,000円の増となっております。

次に、13ページを御覧ください。4款1項1目基金繰入金につきましては、施設整備の費用に不足が生じた場合の財源として基金を充てることが想定されることから、目開けとして計上してございます。

次に、5款1項1目繰越金につきましては、前年度繰越金として2,000万円を計上してございます。

次の14ページを御覧ください。6款1項1目組合預金利子につきましては、歳計現金の資金運用に係る定期預金利子でございます。

次の6款2項1目雑入につきましては、広報誌などへの広告掲載料及び体験講座の参加費用のほか、職員並びに委託業者等の駐車場使用料及び保険事務取扱手数料でございます。

次の7款1項1目衛生債につきましては、ごみ焼却施設改修事業の実施に当たり、対象工事費用の約75%を国の財政融資資金で起債を行うものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。15ページを御覧ください。1款1項1目議会費につきましては、議員報酬並びに議員視察研修に係る旅費、バス借上料のほか、会議録調製業務委託費などでございます。

次に、2款1項1目一般管理費でございますが、1節報酬につきましては、正副管理者並びに審査会及び審議会委員並びに会計年度任用職員の報酬でございます。

次に、16ページをお開きください。2節給料から4節共済費につきましては、再任用職員を含む職員38名分の人件費でございます。

次に、8節旅費につきましては、特別職の費用弁償並びに職員の旅費でございます。

次に、11節役務費の通信運搬費につきましては、電話料及びインターネット回線使用料でございます。

次に、12節委託料の定期健康診断業務委託費につきましては、職員の定期健康診断に要する費用でございます。

次のホームページ保守業務委託費につきましては、ホームページ運営を行っていくための保守管理費用をお願いするものでございます。

次の例規データベース保守管理業務委託費につきましては、例規集の追録、加除及び例規データベースの保守管理に加えまして、例規の立案、審査等の法制支援システム運用を行う業務委託に要する費用でございます。

次の収集日程表作成業務委託費につきましては、蓮田市内の全戸配布に合わせ、昨年度に比較いたしますと1万2,000部の増刷を予定しております。昨年度の予算ベースとの比較では、21%ほどの増額となっております。

次に、17ページ一番上の広報誌作成業務委託費につきましては、年3回発行しております「環境センターだより」の作成に要する費用でございます。

そのほか経常的経費を計上させていただいております。委託料の欄の最後の環境センターだより等全戸配布業務委託費につきましては、令和4年度から蓮田市内の全世帯へ広報誌を配布するための業務委託に係る経費でございます。この分を蓮田市から別枠で負担をいただくという形で計上させていただいております。

次に、13節使用料及び賃借料のごみ分別アプリ借上料につきましては、スマートフォンへのごみ分別等に関する情報を発信するシステムの借り上げに要する費用でございます。

次の18節負担金、補助及び交付金の埼玉県総合事務組合退職手当負担金につきましては、本年度2名の退職者を迎えることから、特別負担金を併せまして計上してございます。そのほか5件の負担金でございます。

次に、18ページをお開きください。2目財産管理費の11節役務費、し尿量目汲取手数料につきましては、管理棟トイレの汲取りに係る費用でございます。

12節委託料の庁舎警備業務委託費及び庁舎定期清掃業務委託費につきましては、ごみ処理施設、し尿処理施設、管理棟、リサイクルプラザ、4か所の夜間警備並びに定期清掃業務に要する費用でございます。

場内環境保全業務委託費につきましては、場内の樹木の剪定、消毒、除草に要する費用でございます。

次の電気設備点検業務委託費につきましては、電気事業法で規定している電気工作物の保安管理業務を委託する費用でございます。

次に、13節使用料及び賃借料の電算事務機器借上につきましては、従来の機器を入替えを予定し

てございます。その際、セキュリティ強化及びウェブ強化を施し導入する費用でございます。

次の財務会計システムについては、6年使用したサーバーをクラウド化するために要する費用でございます。

次に、3目施設整備基金費、24節積立金につきましては、施設整備基金条例に基づき、当組合の施設整備に必要な財源を確保するための費用として積立てをするものでございます。

続きまして、次のページ、19ページを御覧ください。下段の3款1項1目清掃総務費、10節需用費の燃料費につきましては、ごみ焼却施設の点火用燃料として使用するA重油などの購入費用でございます。

光熱水費につきましては、電気料及び水道料の費用でございます。

次に、20ページをお開きください。11節役務費の指定ごみ袋売捌手数料、清掃券売捌手数料につきましては、取扱い店への売捌き手数料でございます。

次に、12節委託料につきましては、指定ごみ袋製作及び配送業務委託費のほか、5件の委託業務に係る費用をお願いするものでございます。

次の13節使用料及び賃借料の自動車番号認識システム借上料につきましては、台貫計量時に車両番号を読み取り、搬入者の把握及び入退場の確認を行うシステムの借り上げでございます。

次に、18節負担金、補助及び交付金につきましては、し尿から発生する汚泥並びに瓦礫類を北茨城市に埋立てをお願いする際に、同市との協定に基づき支払う搬入負担金でございます。

次に、10節需用費の消耗品につきましては、現場作業で使用する防じんマスク、防護服ほか、機器用のVベルト、フィルターなどの消耗部材を購入する費用でございます。

次に、機械修繕料につきましては、機器類の故障や不具合が発生したときに修繕を行う緊急修理費ほか、焼却炉内のごみの層のレベルを計測しているマイクロ波レベルセンサーの修繕に要する費用でございます。

次に、薬品費につきましては、ごみ焼却時に発生する窒素酸化物、塩化水素などを中和、除去するための尿素水、消石灰などの購入に要する費用でございます。

次の機械点検整備料につきましては、コンプレッサー点検整備、排ガス分析計点検整備等に要する費用でございます。

次の車両修繕料につきましては、場内で使用しております重機のタイヤ交換及び点検整備に要する経費でございます。

次に、21ページに移りまして、12節委託料、燃えるごみ等収集業務委託費につきましては、行政区内の約5万世帯、約3,500か所の集積所に排出されます燃えるごみ等の収集業務に要する経費でございます。

次の焼却灰・ばいじん等処分業務委託費につきましては、ごみ焼却施設から発生する焼却灰、ばいじん等のリサイクルまたは埋立て処分に要する費用でございます。

次のごみ処理施設環境測定業務委託費につきましては、法令に基づき、排ガスや焼却灰のダイオキシン類濃度を測定する業務委託でございます。

1つ飛びまして、ガラス類・ペットボトル処分業務委託費につきましては、ガラス類及びペットボトルのほか、剪定枝、スプレー缶及び廃乾電池の中間処理に要する費用でございます。

そのほか、ごみ処理に係る業務委託費として経常的経費を計上させていただいております。

中でも下から3つ目の小型家電処分業務委託費につきましては、毎週日曜日に開催しておりますリサイクルステーションに持ち込まれる小型家電及び収集された小型家電の再資源化に要する費用でございます。

次の施設整備基本構想策定業務委託費につきましては、現有施設の施設整備計画については、令和10年度までの計画となっております。その後の施設運営について同組合内部でも検討を行ってまいりましたが、令和11年度以降の施設整備等の方針及び手法について専門的な立場での意見を取り入れ、施設整備における基本構想を策定するための費用でございます。

次に、ごみ・粗大ごみ処理施設精密機能検査業務委託費につきましては、廃棄物処理法に基づき、ごみ・粗大ごみ処理施設の機能状況、対応の度合い等についておおむね3年ごとに精密な検査を実施する業務に要する費用でございます。

22ページを御覧ください。13節使用料及び賃借料の重機借上料につきましては、場内で使用する5台の重機借り上げに要する費用でございます。

また、庁用トラック借上料につきましては、ふれあい収集で使用する庁用車の借り上げに要する費用でございます。

次に、14節工事請負費につきましては、焼却炉内のレンガ・キャスターを補修する工事及びバグフィルターの手布交換工事に要する費用のほか、ごみ処理施設機器補修工事につきましては、緊急的補修工事に要する費用並びにクレーン補修工事、排ガス分析計、コンプレッサーの更新工事に要する費用でございます。

次の飛灰処理設備工事につきましては、飛灰の有害重金属の流出を防ぐために使用するキレート設備の更新工事に要する費用でございます。

次に、15節原材料費につきましては、焼却炉壁面のレンガの補修に使用する部材を購入する費用でございます。

次に、3目し尿処理費でございます。10節需用費、消耗品につきましては、現場機器で使いますVベルト、バルブ、膜カートリッジ等の消耗部材を購入する費用でございます。

機器修繕料につきましては、緊急的な修繕に要する費用を計上させていただいております。

薬品費につきましては、し尿を処理する過程において汚泥を凝集されるための薬剤、リンの除去、処理工程でのpH調整などに必要な9種の薬品を購入する費用でございます。

次の機械点検整備料につきましては、し尿処理施設内のポンプ、遠心分離機等の点検整備に要す

る費用でございます。

次に、12節委託料のし尿収集業務委託費につきましては、汲取り式トイレを利用している世帯及び仮設トイレなどのし尿を収集する委託費でございます。

次のし尿処理施設清掃業務委託費につきましては、し尿を貯留する各槽内の沈殿物を清掃、除去するための業務委託でございます。

次のし尿処理施設環境測定業務委託費につきましては、法令に基づきまして、し尿放流水、脱水汚泥の成分を測定する業務委託費でございます。

次の脱水汚泥処分業務委託費につきましては、し尿の処理過程で発生する脱水汚泥を堆肥にリサイクルするための業務委託費でございます。

次の活性炭交換業務委託費につきましては、処理水のCOD及び色素を吸着除去するために使用している活性炭を交換するための業務委託費でございます。

次に、14節工事請負費につきましては、し尿処理施設の前処理設備シーケンサー交換工事に要する費用でございます。

続きまして、4目リサイクル促進費、7節報償費につきましては、リサイクルプラザ事業として予定している体験講座における講師謝礼でございます。

次に、10節需用費の消耗品につきましては、し尿汚泥の再生肥料を購入する費用でございます。

次に、11節役務費の傷害保険料につきましては、体験講座参加者への保険料でございます。

次に、12節委託料のリサイクルプラザ運營業務委託費につきましては、リサイクルステーションの窓口受付業務ほか、家具類の補修業務につきまして、公益社団法人いきいき埼玉へ委託する費用でございます。

23ページを御覧ください。4款公債費、1項1目元金の22節償還金利子及び割引料につきましては、ストックヤード整備事業4件、ごみ焼却施設延命化事業4件、ごみ焼却施設改修事業4件、合計12件に対する地方債元金でございます。

2目利子につきましても、同事業12件に対する地方債利子でございます。

最後に、5款予備費につきましては、前年度同額を計上させていただきました。

また、24ページから39ページには、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書を掲載してございますので、ご参照いただければと存じます。

以上で議案第5号の説明を終了させていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○松本栄一議長 説明が終わりました。



◎議案第5号に対する質疑

○松本栄一議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

中山議員。

○10番 中山廣子議員 21ページの一番上の燃えるごみ等収集業務委託費についてですけれども、昨今、燃料油が高騰していますけれども、家庭から出る一般廃棄物の収集運搬業者、組合に委託という形ですけれども、ごみ収集車がすごい台数があると思うのです。その燃料油を、今回の燃料油高騰を組合の努力だけで賄うということはとても困難だと思うのですけれども、委託料の見直しとかは考えていますでしょうか。

○松本栄一議長 齋藤課長。

○齋藤芳和廃棄物対策課長 今現在、燃えるごみ等の収集業務委託につきましては、令和2年度から令和4年度までの3年間の契約となっております。委託料につきましては、仕様書の中で物価及び経済状況の著しい変動が生じた場合など、委託者と受託者のほうで協議をするという内容で仕様書に盛り込んでおります。今の段階で燃料高騰しておりますけれども、こちらにつきましては今6社で、組合というところに、白岡蓮田環境事業協同組合に委託しているわけですけれども、その6社の中でごみの発生状況は全て把握していますので、ごみの台数、曜日ごとに台数を調整したりして経費の削減に努めていただいているところでありまして、燃料高騰の理由で協議をさせていただきたいという要望は今のところは来ておりません。

以上でございます。

○松本栄一議長 中山議員。

○10番 中山廣子議員 ありがとうございます。今現在は要望がないということですが、ごみ収集車が走らなくなってしまうと、全ての人の暮らしが成り立たなくなってくると思うのです。今のお話ですと、令和5年度が新規契約という形になるかと思うのですけれども、そのときによく協議していただけたらと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○松本栄一議長 齋藤課長。

○齋藤芳和廃棄物対策課長 こちらにつきまして、令和5年度の契約に当たりましては、令和4年度の債務負担行為で計上させていただいております。令和4年度に慎重に業者と協議を重ねて、適正な委託料となりますように検討してまいります。

以上でございます。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんか。

湯谷議員。

○9番 湯谷百合子議員 21ページ、下段の下から3行目、施設整備基本構想策定業務委託費、先ほど説明をいただきました。令和11年度以降の方針について策定をしていきたいということなのですが、この金額は今年度1年で策定するための委託費なのかどうか。

○松本栄一議長 藤井課長。

○藤井勇年施設管理課長 この基本構想の策定業務委託費は、来年度1年間で策定しようというところで計上させていただいております。

○松本栄一議長 湯谷議員。

○9番 湯谷百合子議員 策定業務をするに当たって専門的な知識が必要だから、公募の委員会をつくってやるとか、そういうことが少ないのかあるのかよく分かりませんが、この策定についてはどのような形で行っていきますか。

○松本栄一議長 藤井課長。

○藤井勇年施設管理課長 これは、今の段階では施設整備検討委員会というのを立ち上げまして、蓮田市、白岡市の担当職員も交えて方針を決定していきたいということで考えております。

○9番 湯谷百合子議員 了解しました。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんか。

栗原議員。

○5番 栗原 勇議員 今に関連してですけれども、令和10年度までは今のでやっていくと、11年度以降方針についてどうするか委託をするということですのでけれども、内部でも検討しているというふうに思いますが、内部での検討状況はどのようになっているのでしょうか。

○松本栄一議長 藤井課長。

○藤井勇年施設管理課長 今内部で検討させていただきまして、一応整備パターンとしまして3パターンほどにちょっと絞らせていただいている現状がございます。まず、1点目は新設の建設、2点目は再延命化、3点目はリニューアルというところで、来年度についてはその費用対効果を比較検討させていただいて、今後どういう施設整備が最適な施設整備になるのかというのを検討させていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○松本栄一議長 ほかに。

栗原議員。

○5番 栗原 勇議員 今に関連して、持続可能な社会の形成ということで、今は長寿命化で進めていくというのが主流かと思うのですが、その辺の考えはいかがでしょうか。

○松本栄一議長 藤井課長。

○藤井勇年施設管理課長 その辺も含めてやはり来年度委託をしまして、専門的な意見も聞きながら決定していきたいというふうに考えております。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんか。

栗原議員。

○5番 栗原 勇議員 11ページをお願いします。歳入の2款2項1目手数料が前年度と比較して大

幅に減になっています。1億471万円の減になっていますが、その減の理由についてご説明ください。

○松本栄一議長 齋藤課長。

○齋藤芳和廃棄物対策課長 こちらの手数料の減収分につきましては、令和3年度をもちまして桶川市のごみの受入れが完了することに伴っての減少となります。

以上でございます。

○5番 栗原 勇議員 分かりました。

○松本栄一議長 ほかに。

秦議員。

○4番 秦 邦雄議員 桶川市から前年度1億400万ほどの収入があったということですが、これがなくなった経緯について教えてください。

○松本栄一議長 齋藤課長。

○齋藤芳和廃棄物対策課長 桶川市につきましては、施設が平成30年度をもちまして、自前の施設のほうで停止となりました。その後の処理につきましては、広域処理ということでほかの市町村と広域で新しい施設をつくるということで、その期間におけるごみの受入れということで、令和元年度と令和2年度に蓮田白岡衛生組合にも近隣ということでごみの受入れをお願いしたいということで受入れを行いました。また、その後、広域処理を予定していた組合が解散ということになりまして、令和3年度も引き続き延長をして受入れをしてほしいということでお願いをされました。ただ、こちらのごみの受入れに当たりましては、この近隣の環境センターの関係地区の市民の皆様の意見を聞いて受入れを行っているのですけれども、やはり自区内処理が原則ということで1年単位、臨時的に受け入れるのはやむを得ないということなのですが、1年程度とか、延長延長ということで先が見えない状態での受入れは難しいということで、一旦令和3年度で完了させていただくということで協議が終了いたしました。蓮田白岡分につきましては、桶川市では、川越市であったり、別の自治体に受入れの増量等をお願いをして対応するというところでございます。

以上でございます。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんか。

湯谷議員。

○9番 湯谷百合子議員 22ページの上から2行目、庁用トラック借上料について伺います。先ほどの説明で、これはふれあい収集のトラックだということなのですが、行政報告にもありましたようにふれあい収集が増えている、10倍になっているというお話だったのですが、ちょっとふれあい収集をどこかで委託しているのかなと思ったら委託はないようなのですが、これはトラックの借り上げだけで、実際の業務はどこが担っているのでしょうか。

○松本栄一議長 齋藤課長。

○齋藤芳和廃棄物対策課長 こちらの業務につきましては、再任用職員の方に業務に当たっていただいております。あくまでも戸別の収集をして声かけ等の作業がありますので、業務を委託するのではなくて職員で対応する、このような形で業務を行っております。

○9番 湯谷百合子議員 理解しました。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんか。

栗原議員。

○5番 栗原 勇議員 17ページをお願いします。17ページ、2款総務費、1項総務管理費の中の18節負担金、補助及び交付金の説明のところが一番下の欄です。敦賀市民間最終処分場行政代執行業務費用負担金について、どういう内容なのかの説明をお願いします。

○松本栄一議長 町井次長。

○町井孝行次長兼庶務課長兼会計室長 ご質問にお答えさせていただきます。

こちらは、福井県の敦賀市なのですが、当組合でも敦賀市にございましたキンキクリーンセンター株式会社というところに焼却灰の処分をお願いしていたところがございます。それが昭和62年からお願いしていたものでございますが、ところがこの会社が平成8年頃から許可を受けないで営業を行いまして、その後倒産をしてしまいました。倒産してその焼却灰が、現状が山のようになって放置されてしまいましたので、それを福井県と敦賀市が行政代執行で処分したのですが、それのお金を要は排出責任ということで焼却灰を出した自治体が、割合はあるのですが、そのお金を負担しているところがございます。その負担した金額が今回の予算に、これは毎年計上させていただくような形になるのですが、その負担分がこの金額でございます。

以上でございます。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんか。

栗原議員。

○5番 栗原 勇議員 毎年5万円の負担金ということで、これは令和4年度から始まる、今後毎年この負担金が続くだろうと。繰り返しますと、この5万円ですが、令和4年度が最初で、その後は毎年5万円そういう負担が続くだろうと。見通しとしては、大体何年ぐらいの負担になるような見通し、見通しがもし分かったらお願いします。

○松本栄一議長 黒崎事務局長。

○黒崎 晃事務局長 先ほど町井次長の説明を若干補足させていただきながら回答させていただきたいと思いますが、蓮田白岡衛生組合では敦賀市の民間処分場に搬入した実際の搬入実績ですが、これは平成6年、平成7年の2か年にわたっての搬入だけでございまして、全体で1,250トン余りの処分をお願いした経緯がございます。

また、この搬入団体に強いられている負担金でございますけれども、これは実際に維持管理を行っていく実費、これを毎年毎年やはり維持管理というのは費用が前後いたします。実際にかかった

費用を案分していただいて搬入自治体の搬入量、多く出す団体もあるし、少ない団体もある、それを割り返してその団体が負担する金額というのが算出されております。これを割り返しますと、一定額というわけではなくて実際にかかった経費、大きく修繕が必要ですか、改修が必要ですかかって多額な費用がかかることがあれば当然負担金も上がってきます。これは、先方の敦賀市、それから福井県、これが管理の下、維持管理を行っておりますので、現状は大体落ち着いてきているという報告はいただいておりますが、最終的にその安全性が確保されるまでの間、この負担というものは引き続き続いていくものと考えられます。

以上でございます。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんか。

栗原議員。

○5番 栗原 勇議員 分かりました。毎年5万円ということでなくて、その年々によってかかった費用の案分ということで、経費については変わってくるということが分かりました。

ちょっと違うことを聞きます。27ページをお願いします。27ページ、表が3つありますが、真ん中の表で、これは会計年度任用職員以外の職員の場合の期末手当の欄があります。期末手当の欄、減として232万8,000円、この減の理由についてご答弁ください。

○松本栄一議長 町井次長。

○町井孝行次長兼庶務課長兼会計室長 質問にお答えいたします。

令和3年の8月10日に出されました人事院勧告に鑑みまして、職員に対する期末手当の支給割合を100分の127.5から100分の120に改正したことによる減額でございます。

以上でございます。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんか。

栗原議員。

○5番 栗原 勇議員 去年の人事院勧告によって減額ということが今年度も、令和4年度も続くということですが、減額ということで、この減額の金額、最高で幾らの減額がされる、最高の方、それから最低で幾らか、平均の減額が分かったらお願いします。

○松本栄一議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

○松本栄一議長 再開いたします。

町井次長。

○町井孝行次長兼庶務課長兼会計室長 栗原議員のご質問にお答えいたします。

ボーナスの最高、最低と、あと平均でございますが、最高の減額が約8万5,000円でございます。最低が約2万3,000円でございます。平均いたしますと約5万円の減額となるものでございます。以上でございます。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんか。

秦議員。

○4番 秦 邦雄議員 基金について、18ページになります。一番下のところであります。先ほど補正でたしか積立金額の目標が3億8,000万、15年ということでしたが、通常で割り算すれば2,500万ぐらい、1年間かなと思います。したがって、そうすると今の基金残高とそもそも目標にしていた残高との差みたいなところを教えてください。

○松本栄一議長 町井次長。

○町井孝行次長兼庶務課長兼会計室長 ご質問にお答えいたします。

基金の残高でございますが、令和4年の3月18日現在でございますが、3億3,078万5,818円でございます。

以上でございます。

○松本栄一議長 ほかに。

秦議員。

○4番 秦 邦雄議員 すみません。もう一つ聞いたのですが、だから今年度、このときの目標金額に対してどのぐらいかということをお願いいたします。

○松本栄一議長 町井次長。

○町井孝行次長兼庶務課長兼会計室長 現在のところ、予定どおりということで積立てを行っているところでございます。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんか。

湯谷議員。

○9番 湯谷百合子議員 17ページをお願いいたします。12節委託料の中の一番最後です。先ほど局長のお話がありました、環境センターだよりの蓮田市における全戸配布の業務委託経費です。何か説明の中で最後のほうに蓮田市から何とかって聞こえたような気がするのですが、そこがうまく聞き取れませんでした。お願いいたします。

○松本栄一議長 黒崎局長。

○黒崎 晃事務局長 申し訳ございませんでした。予算書の10ページを御覧いただきたいと思うのですが、予算書10ページの分担金、負担金の負担金の中で、蓮田市に別枠でいただいております環境センターだより全戸配布負担金142万9,000円、これの分が先ほどの委託料の費用、そのまま蓮田市に負担をいただくということで同額となっております。

以上でございます。失礼いたしました。

○9番 湯谷百合子議員 理解いたしました。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんか。

斎藤議員。

○1番 斎藤信治議員 ちょっと2点あるのですけれども、まず1つ、18ページでしたか、財務会計システムの件なのですけれども、クラウド化するという予算だというふうに聞きましたが、今のシステムではなくてクラウド化するというを選んだ理由を教えてください。

○松本栄一議長 町井次長。

○町井孝行次長兼庶務課長兼会計室長 ご質問にお答えいたします。

現在使用している機器がちょうどリース期間が切れるタイミングでございまして、これを機会にクラウド化すると、現在クラウド化というのは世の流れというか、独自にサーバーとか、そういうのを抱えているところというのは少ないと思うのですけれども、リース期間の切れ目をいいタイミングとしましてクラウド化するというでございまして。

○松本栄一議長 ほかに質疑は。

○1番 斎藤信治議員 すみません。僕の今の質問の意図は、結局クラウド化したほうがメリットがあるという判断をしたという、その辺をお伺いしたいのですが。

○松本栄一議長 町井次長。

○町井孝行次長兼庶務課長兼会計室長 ご質問にお答えいたします。

現在のシステムは、5年ごとに改造するというか、更新していくということがございます。それがクラウド化することにより、その費用がかからなくなるということがございますので、クラウド化にかじを切るのではないですが、クラウド化を導入するというでございまして。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんか。

斎藤議員。

○1番 斎藤信治議員 クラウド化したほうが先々メリットを享受できるという判断をしたということだと思います。

次の質問をさせていただきます。先ほどちょっと期末手当等の話がありましたけれども、今期新規職員を多分採用試験をやったと思うのですけれども、その採用状況等を教えてください。

それと、それにあわせて26ページのところで一般職の給与のところなのですけれども、人員が正規が1人増えて、短時間が1人増えるというにもかかわらず、合計金額は200万下がるということで、それを見るとそれで大丈夫なのか。正直人が増えたのに給料は減るの、本当かというのがまず1つ疑問で、なおかつ採用した人がいますよね。組合は、エッセンシャルワーカーそのものですから、やっぱり組合に働きたいという人がいないと困るので、そういう意味では給与が減っていくのに、そういう人たちの採用に支障が出るのではないかとということを非常に懸念するのですが、その

辺のことについてお伺いします。

○松本栄一議長 町井次長。

○町井孝行次長兼庶務課長兼会計室長 ご質問にお答えいたします。

4月1日新採用職員1名を予定しているところでございます。また、給料がこの予算書で下がるということでございますが、局長と藤井課長が退職ということで、その2人の給料と新採用職員の給料の差もございますので、そういったことが減額の原因でございます。

以上でございます。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんか。

斎藤議員。

○1番 斎藤信治議員 ということは、新規採用職員の給与は別に減るわけではないとか、下がるわけではないと思って大丈夫だということと理解してよろしいですか。

○松本栄一議長 町井次長。

○町井孝行次長兼庶務課長兼会計室長 おっしゃるとおりでございます。

○松本栄一議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本栄一議長 これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○松本栄一議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

栗原議員。

○5番 栗原 勇議員 5番、栗原勇です。議案第5号 令和4年度蓮田白岡衛生組合一般会計予算に対する反対討論を行います。

2021年8月10日、人事院勧告が出されました。内容は、職員に対する期末手当の支給割合の引下げを行うものです。2021年12月期の期末手当の支給割合を100分の127.5から100分の112.5へ0.15月分の引下げ、2022年度の6月及び12月期ともに100分の120と0.075月分の引下げを行うものです。再任用職員は、2021年度12月期の期末手当の支給割合を100分の72.5から100分の62.5へと0.10月分の引下げ、2022年度の6月及び12月ともに100分の67.5と0.05月分の引下げを行うものです。支給額でいうと、再任用職員以外の場合、最高で約8万5,000円、最低でも約2万3,000円、平均約5万円の減額です。この減額が全国的に実施されれば、公務、公共事業に携わる数百万人と言われる労働者の給料が引下げとなり、日本経済にマイナスの影響を与えることは明らかです。この公務員給

与の削減と民間賃金マイナスが連動すれば日本経済全体の景気が落ち込み、ひいては税収全体の減少にもつながります。蓮田白岡衛生組合には労働組合がありません。したがって、期末手当の減額について労使交渉がなく、労使の妥協も成立していません。

蓮田白岡衛生組合の職員は、コロナ禍の中、住民の暮らしを守り、支えてきた職員です。この働きには、感謝だけでなく正当に期末手当として報いるべきと考え、議案第5号に反対いたします。

○松本栄一議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○松本栄一議長 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○松本栄一議長 これより採決に入ります。

議案第5号 令和4年度蓮田白岡衛生組合一般会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○松本栄一議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時19分

○松本栄一議長 再開いたします。

現在員11名でございます。

休憩前に引き続き会議を開きます。



◎副管理者の挨拶

○松本栄一議長 ここで副管理者から挨拶のための発言を求められておりますので、これを許可いた

します。

どうぞ。

○藤井栄一郎副管理者 それでは、松本議長のお許しをいただきましたので、閉会前に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和4年度第1回蓮田白岡衛生組合定例会のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、先ほどご提案申し上げました議案につきましては、慎重審議の上、ご可決賜りまして、誠にありがとうございます。

それから、皆さんご存じのとおり、まだまだコロナウイルス感染拡大が続いているというか、まだまだ安心できる状況ではございません。この当組合におきましても、職員も含め、そしてまた委託業者も含めて、コロナ対策を十分に取ってやっておりますので、ぜひともご安心いただきたいと思います。

また、先ほども中山議員さんから、あるいは湯谷議員さんからもありましたけれども、当組合の施設は市民にとって本当に大切な施設でございます。生活に支障を来すことのないよう、また適切な施設の維持管理に努め、今後も業務を推進してまいるところでございますので、どうかご理解をいただきたいと思います。

本日は、議員の皆様方には今後ともご指導を賜りますようお願い申し上げまして、甚だ簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。



◎閉会の宣告

○松本栄一議長 以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

これにて令和4年第1回蓮田白岡衛生組合議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時20分